

第 3 様式編

給与所得者の特定支出に関する明細書

() 年分 住所 氏名

1 特定支出の金額

通勤費 【区分1】	通勤の経路・方法		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	通勤の経路・方法については二面の所定の欄に書いてください。		円	円	① 円
職務上の旅費 【区分256】	旅行先及び目的		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	(職務の内容)		円	円	② 円
転居費 【区分2】 〔転任に伴うもの〕	転任前 勤務地 住所 (又は居所)	転任後 勤務地 住所 (又は居所)	④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	(再転任をした場合など書ききれないときはこの欄に書いてください。)		円	円	③ 円
研修費 【区分4】	研修の内容		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	(職務の内容)		円	円	④ 円
資格取得費 【区分8】 〔人の資格を取得するための費用〕	資格の内容		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	(職務の内容)		円	円	⑤ 円
帰宅旅費 【区分16】 〔単身赴任に伴うもの〕	勤務地 (又は居所)	配偶者等の 居住する場所	④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	勤務地や配偶者等の居住する場所が変わった場合など書ききれないときは、この欄に書いてください。		円	円	⑥ 円
図書費 【区分32】	図書名及び内容		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	(職務の内容)		円	円	⑦ 円
衣服費 【区分64】	衣服の種類		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	(職務の内容)		円	円	⑧ 円
交際費等 【区分128】	接待等について		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-⑤)
	内容	相手方の氏名・名称 相手方との関係	円	円	⑨ 円
小計 (⑦+⑧+⑨)					⑩ (最高65万円)
特定支出の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑩)					⑪
適用を受ける特定支出の区分の合計 (適用を受ける特定支出の各区分の【番号】を合計します。)					⑫

(注)「⑤補填される金額のうち非課税部分等」とは、特定支出について、給与等の支払者により補填される部分のうち非課税部分及び雇用保険法に基づく教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金、同法に基づく父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分をいいます。

2 特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑬	円	← 申告書第一表の「収入金額等」欄の給与の金額を書いてください。
特定支出控除適用前の給与所得金額	⑭		← 確定申告の手引きで計算した所得金額を書いてください。
給与所得控除額 (⑬-⑭)	⑮		
⑮×1/2	⑯		
特定支出控除の金額 (⑭-⑯)	⑰	(赤字の場合は0)	← (注) ⑯欄が赤字の場合は特定支出控除の適用はありません。
特定支出控除適用後の給与所得金額 (⑭-⑰)	⑱		← 申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に転記してください。所得金額調整控除の適用がある場合には、⑱欄の金額に代わり、確定申告の手引きで計算した給与所得の金額を申告書第一票の「所得金額等」欄の給与に書いてください。

- ◎ 上記⑪の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。記載例：特例適用条文等 所法57の2 XXX,XXX 円
- ◎ 上記⑱の数字を申告書第一表の「所得金額等」欄の給与の「区分」欄に書きます。
- ◎ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

一面
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

◎ 通勤の経路及び方法

- 年の中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

(参考事項)

- 一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑫欄は、例えば、次のように書いてください。
- ・通勤費のみに適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「1」
 - ・研修費と資格取得費（人の資格を取得するための費用）について適用を受ける場合
 ・・・・・・・・・・研修費の区分「4」と資格取得費（人の資格を取得するための費用）の区分「8」を合計した「12」
 - ・転居費（転任に伴うもの）と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）と図書費について適用を受ける場合
 ・・・・・・・・・・転居費（転任に伴うもの）の区分「2」と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）の区分「16」
 と図書費の区分「32」を合計した「50」
- 適用を受ける特定支出の区分（通勤費、職務上の旅費、転居費（転任に伴うもの）、研修費、資格取得費（人の資格を取得するための費用）、帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。))ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いた④、⑥及び⑦の各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費（人の資格を取得するための費用）については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面の④、⑥及び⑦の各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費の⑦欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面の⑦欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に⑥と表示してください。

三
面

三
面

[illegible]

搭乗・乗車・乗船に関する証明書、支出した金額を証する書類（領収書等）の右端をここにはってください。

年分 特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書

私の通勤の経路及び方法が次のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)			
勤務する場所						
通勤の経路 及び方法等	区 間 (経 由)	方 法	運 賃 等	時 間	距 離	
	～ ()		() 円	分	km	
	～ ()		()			
	～ ()		()			
	～ ()		()			
	～ ()		()			
	～ ()		()			
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円		
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（通勤費）に関する証明書

上記の者の通勤の経路及び方法が上記のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明します。 年 月 日 (給与等の支払者) 所 在 地 _____ 名 称 _____ ⑩	
--	--

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、通勤費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。
- (2) 「区間（経由）」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。
- (3) 「方法」欄には、徒歩・〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。
- (4) 「運賃等」の欄には、まず（ ）内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1 月当たりのその支出金額を記入します。
(注) 定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを使用するとした場合の定期券の種類と 1 月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。
- (5) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（職務上の旅費）に関する証明の依頼書

私のした旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
勤務する場所				
①	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
②	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
③	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
④	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
⑤	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
備考			次葉が有る場合	(全 枚のうち 枚目)

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（職務上の旅費）に関する証明書

上の者のした旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであること等を証明します。 年 月 日 (給与等の支払者) 所在地 _____ 名称 _____ ⑩	
--	--

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、職務上の旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。
- (2) 「職務を遂行した場所」欄には、勤務する場所を離れて職務を遂行した場所を記入します。
なお、職務を遂行した場所が 6 ヶ所以上ある場合は、この依頼書を複数枚使用の上、「次葉がある場合」欄の「(全 枚のうち 枚目)」の左側の空白に使用した依頼書の総枚数を、右側の空白に該当する依頼書の頁数を記入してください。
また、使用しない箇所については、斜線を引いてください。
- (3) 「旅行期間」欄には、上記(2)の職務を遂行した場所に係るその旅行期間を記入してください。
- (4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、職務上の旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(注) 依頼書が複数枚ある場合は、最後の依頼書に係る証明書にのみ所定の事項を記入等してください。

年分 特定支出（転居費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い転居したこと等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	転任年月日	年 月 日
転 任 前	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
転 任 後	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（転居費）に関する証明書

上の者が上記のとおり転任に伴い転居したこと等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	_____
名 称	_____ ⑩

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、転居費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
- (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
- (3) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、転居費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（研修費）に関する証明の依頼書

私の受講する次の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
研 修 名 及 び 内 容				
研修を行う 者 の 名 称				
研修の場所				
研修の期間				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（研修費）に関する証明書

上記の者が受講する上記の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明します。		
年 月 日		
(給与等の支払者)		
所 在 地 _____		
名 称 _____ ⑩		

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、研修費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、研修費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の受講する研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

私の次の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
資 格 の 名 称				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（資格取得費）に関する証明書

上記の者の上記の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	_____
名 称	_____ ⑩

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、資格取得費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、資格取得費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明してください。

フリ 氏	ガナ 名			⑩	転任年月日	年 月 日
転任前	勤務する場所					
	住 所 (又は居所)					
転任後	勤務する場所					
	住 所 (又は居所)					
転任に伴い別居する者	氏 名	態 様	この欄の記載に当たっては、裏面の2の(3)を参照してください。(左の態様の欄には裏面の2の(3)のイのⅠ～Ⅲのうち当てはまる番号を○で囲んでください。)			
		Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ				
		Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ				
		Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ				
	居住する場所					
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額						円
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

上記の者が上記のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明します。 年 月 日 (給与等の支払者) 所 在 地 _____ 名 称 _____ ⑩	
--	--

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
- (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
- (3) 「転任に伴い別居する者」欄には、次により記入します。
- イ 「氏名」欄には、転任に伴い次のいずれかの場合に当てはまるときに、それぞれ次に掲げる者の氏名を記入し、「態様」欄は、その当てはまる番号を○で囲みます。
- Ⅰ 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合……その配偶者
- Ⅱ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が 48 万円以下の者との別居を常況とすることとなったとき……その子
- Ⅲ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で特別障害者である者との別居を常況とすることとなった場合……その子
- ロ 「居住する場所」欄には、「氏名」欄に記載した者の居住する場所を書きます。
- (4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、帰宅旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明の依頼書

私の購入する次の図書が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
図 書 名 及 び 内 容				
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備	考			

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の図書が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	
名 称	⑩

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（図書費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「図書名及び内容」欄には、その勤務必要経費（図書費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（図書費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

- 3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する図書が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明の依頼書

私の購入する次の衣服が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
衣 服 の 種 類				
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の衣服が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	
名 称	⑩

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（衣服費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「衣服の種類」欄には、その勤務必要経費（衣服費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（衣服費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

- 3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する衣服が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明の依頼書

私の支出する次の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
接待 等 に つ い て	内 容			
	相 手 方 の 氏 名 ・ 名 称			
	相手方との 関 係			
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書

上記の者が支出する上記の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。 年 月 日 (給与等の支払者) 所 在 地 _____ 名 称 _____ ⑩	
--	--

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（交際費等）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（交際費等）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

- 3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の支出する接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書

搭乗
私が次のとおり 乗車 したことを証明してください。
乗船

年 月 日

氏 名	
住 所 (又 は 居 所)	
乗 車 等 の 年 月 日	年 月 日
利 用 区 間	～ (経由)

依 頼 書 の 提 出 先 〔 該 当 す る 番 号 を 〕 ○で囲んでください。	1 乗車した列車の車掌 2 降車駅の精算所 3 空港の各会社のカウンター 4 その他 ()
---	---

◎下の証明書は、切り離さないでください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明書

上記のとおり搭乗、乗車又は乗船したことを証明します。

証 明 者 _____ (印)

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗する際の空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

ただし、一の交通機関の利用（航空機の利用を除きます。）に係る運賃及び料金の額の合計額が 1 万 5 千円未満のときは、証明を受ける必要はありません。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 主文中「私が次のとおり

搭乗
乗車
乗船

 したこと」の部分は、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。
- (3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。
- (4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

- 1 列車の車内において証明を行う場合
乗務する列車の番号を記入の上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 2 降車駅の精算所において証明を行う場合
駅名小印を押印した上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合
バリテーションスタンプを押印します。
- 4 その他の場所で証明を行う場合
上記 1～3 に準じて記入等します。